○○地方裁判所平成○○年（フ）第○○○○号

破 産 者　○　○　○　○

和解による簡易分配手続のご案内

平成○○年○○月○○日

債　権　者　各　位

 〒 - 　○○市○○区○○　○丁目○○番○○号

○○ビル○階

○○○○法律事務所

破　産　者　○　○　○　○

破産管財人　○　○　○　○

TEL 　- - FAX 　- -

　頭書事件について，下記のとおりご通知申し上げます。

記

１　本破産事件における債権届出期間が満了し，当職において調査しましたところ，いずれの届出額も問題はなく，債権調査期日が開かれた場合には，全額認める予定となっております。

２　また，本件では，財団組成行為が完了し，裁判所と協議した結果，配当原資は，金○○○万○○○○円（届出〔一般〕債権額合計金○○○○万○○○○円　予想配当率○．○○％）となりました。

３　ところで，ご承知のとおり，正式の債権調査手続・配当手続を行う場合には，債権者集会・債権調査手続を経た後に，配当許可申請とその許可・配当表の提出・除斥期間の経過等の手続及び期間を経て配当がなされることになりますので，通常では債権者集会から配当までに２か月程度を要しますが，本事件では，上記のとおり届出債権額にいずれも問題はなく（債権者数も○名です。），財団が今後増加する見込みもありませんので，各債権者と当職との間で，別紙の和解契約を締結し，先に配当に代えて同額を支払う方法をとりたいと考えております。この場合には，次回債権者集会期日において，本破産事件は廃止（終了）する予定です。

　　したがって，全債権者にとってメリットのある方法です。

４　なお，この和解契約は当然のことながら，裁判所の許可を条件としております。また，和解金の送金手続を完了するまでに第三者から債権届がなされたり，新たな公租公課（税金）などの財団債権及び優先的破産債権が生じた場合若しくは全債権者の同意が得られない場合には，本和解の効力は発生しません。

なお，ご不明の点があれば，当職までご連絡下さい。

以上